

茨城県糖尿病療養指導士会会則

第1章 総 則

第1条(名称)

本会は、茨城県糖尿病療養指導士会と称する。

第2条(事務局の所在)

本会の事務局は、役員会の指定する施設におく。

第2章 目的および事業

第3条(目的)

本会は、日本糖尿病療養指導士認定機構にて認定を受けた「糖尿病療養指導士(以下CDEと称する)」自ら、糖尿病教育に関する理論および応用の研究、調査を行い、それについての発表、知識・情報の提供や交換により、CDEの資質維持および向上をはかることを目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

1. 茨城県糖尿病療養指導士研修会の開催
2. 糖尿病教育に関する実践、研究および教育についての情報交換
3. 会員相互の親睦を深め、あわせて次期CDE受験者への啓蒙・教育も平行して行う。
※¹
4. その他、本会の目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第5条(会員)

本会の正会員は、本会の主旨・目的に賛同する、糖尿病療養に関わる者とする。

第6条(入会)

1. 本会への入会は、本会所定の入会申込書に記入のうえ年会費1ヵ年分を添えて会に申請するものとする。
2. 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返却しない。

第7条(退会等)

1. 退会を希望する会員は、退会届を提出しなければならない。
2. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、役員会による協議を経て会長が除名することができる。

第4章 役員・顧問

第8条(役員)

1. 本会に次の役員を置く。
 - 会 長 1名
 - 副 会 長 2名
 - 役 員 7名以上10名以下(会長・副会長を含む)

2. 役員は会員の中より、総会の承認を経て選出する。
3. 役員は総会の承認を受け必要に応じて役職・人数の変更を行うことができる。
4. 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

第9条(その他の役員)

役員は業務の円滑な遂行のため、会員より連絡委員を指名することができる。

第10条(顧問)

1. 本会の業務遂行と適正な運営のために顧問をおくことができる。
2. 役員は役員会において顧問を選出し、委託する。

第5章 役員の仕事

第11条(役員会)

役員は定例役員会を年2回開催する。ただし、必要な場合には臨時招集ができるものとする。

第12条(役員会の役割)

以下の事項は役員会においてこれを決定する。

1. 本規約の改定に関する事項
2. 業務方針に関する事項
3. 役員・連絡委員の選出に関する事項
4. 総会の招集および総会に付議すべき事項
5. その他、本会の組織・運営にかかわる全ての事項

役員会は会長が招集する。この場合会長は役員会の議長となる。

第6章 運営および会計

第13条(運営)

1. 本会の運営業務は、事務局にて行う。
2. 本会の運営に関わる費用は年会費およびその他の収入によってこれにあてる。

第14条(会計)

1. 年会費は正会員 2,500円を拠出するものとする。
2. 新規入会者は申込み時、更新者は定められた期間に所定の手続きを経て年会費を支払う。
3. 年会費の滞納者(2年間)は、役員会での協議により除名することができる。
4. 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とし、会計報告を年1回行う。
5. 余剰金が発生した場合、次年度予算に繰り越すものとする。

第7章 附則

本会則は、平成13年11月7日から施行する。

令和元年7月 28 日改正